

## 介護保険証 (介護保険被保険者証)

要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。介護保険証を受け取ったら内容を確認して、大切に保管しておきましょう。

交付対象者

- 65歳以上の方
  - ・1人に1枚交付されます。
  - ・65歳になる月(誕生日が1日の方は前月)に交付されます。

必要なとき

- 40～64歳の方
  - ・要介護認定を受けた方に交付されます。
- ・要介護認定の申請をするとき (65歳以上の方)
- ・ケアプランを作成するとき
- ・介護保険サービスを利用するとき など

大切に保管  
しましょう。

## 負担割合証 (介護保険負担割合証)

介護保険サービス等を利用するときの負担割合 (1～3割) が記載されています。

交付対象者

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。

必要なとき

介護保険サービスを利用するとき  
【有効期限】  
1年間 (8月1日～翌年7月31日)

大切に保管  
しましょう。

負担割合 (1～3割) が  
記載されます。

▶ 負担割合に関して、詳しくはP.28

介護保険証、負担割合証はイメージです。市区町村により内容や色が異なります。

## 「訪問調査」とは？

訪問調査では「片足で立っていただけるか」「何かにつかまらないうで起き上がるか」など、あらかじめ定められた項目を調査員 (町担当職員または町が委託する認定調査員) が質問します。

### 【訪問調査を受けるときのポイント】

- 本人だけでなく、介護している方が同席する
- 24時間通しての様子を伝える (夜間の様子なども伝える)

伝えたいことを事前に  
まとめておきましょう。



概況調査

特記事項

調査時に聞き取った本人の状態や実際の介護の状況など詳しい内容を記載したもの

### 基本調査

- 麻痺などの有無
- 拘縮の有無
- 寝返り・起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- つめ切り
- 視力・聴力
- 移乗・移動
- えん下・食事摂取
- 排泄
- 清潔
- 衣服の着脱
- 外出頻度
- 意思の伝達
- 記憶・理解
- 問題行動
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 社会生活への適応
- 過去14日間にうけた医療
- 日常生活自立度 (障害・認知症)

## 要介護と要支援の違い

要介護認定の結果は、「自立」、「要支援1・2」、「要介護1～5」のいずれかになります。結果によって利用できるサービスなどに違いがあります。

要介護と要支援とでは  
利用できるサービスや  
サービス利用の手順が  
異なります。

要介護度	心身の状態のめやす	利用できるサービスと利用手順
高 ↑ 要介護 ↓ 必要 ない 度 合 い ↓ 低	<b>要介護5</b> 要介護4の状態よりも動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。意思疎通が難しい状態。	<b>【利用できるサービス】</b> ● 介護サービス  <b>【サービスの利用手順】</b> ● 居宅介護支援事業者のケアマネジャーとケアプランを作成 ● 施設に入所してケアプランを作成
	<b>要介護4</b> 要介護3の状態よりも動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難な状態。意思疎通がやや難しい状態。	
	<b>要介護3</b> 排泄や身の回りの世話、立ち上がりなどが自分だけでは難しく日常全般に介護が必要な状態。	
	<b>要介護2</b> 食事や排泄に介護が必要なことがあり、身の回りの世話になんらかの介助が必要。立ち上がりや歩行に支えが必要な状態。	<b>【利用できるサービス】</b> ● 介護予防サービス ● 介護予防・生活支援サービス事業  <b>【サービスの利用手順】</b> ● 地域包括支援センターや居宅介護支援事業者で介護予防ケアプランを作成
	<b>要介護1</b> 認知機能の低下や病気等による急激な身体状況の変化により身の回りの世話の一部に支援が必要。立ち上がりや歩行になんらかの支えが必要な状態。	
<b>要支援2</b> 身の回りの世話の一部に支援が必要。立ち上がりや歩行に何らかの支えが必要な状態で、心身の状態の現状維持・改善が見込まれる状態。	<b>【サービスの利用手順】</b> ● 地域包括支援センターや居宅介護支援事業者で介護予防ケアプランを作成	
<b>要支援1</b> 起き上がり、立ち上がりなどの能力が少し低下し、身の回りの世話の一部に支援が必要な状態。		
<b>非該当 (自立)</b>	日常生活はほぼ自立している状態。	<b>地域支援事業</b> ※基本チェックリストの結果、事業対象者となった方は、介護予防・生活支援サービス事業を受けられる。